

共謀罪法案の廃案を求める声明

2017年4月27日

東京私大教連中央執行委員会

1 政府は2017年3月21日、小泉政権時代に3度にわたって廃案となった共謀罪を「テロ等準備罪」と名称を変更して新設する法案を国会に提出し、4月6日から国会審議を開始しました。共謀罪は、「犯罪についての話し合い」があったと見做しただけで犯罪の成立を認め、これを罰しようとするものです。国家の刑罰権の著しい強化と監視国家化を推進するものであり、私たちは過去の法案提出に際してもその危険性を指摘し、廃案を求めてきました。

2 政府は、2020年に開催される東京オリンピックを控えてテロ対策のために共謀罪の創設が必要だとしています。しかし、日本政府はすでに「爆弾テロ防止条約」や「テロ資金供与防止条約」をはじめとする5つの国連条約及びその他8つの国際条約を批准・締結し、すでに国内立法の整備を完了しています。今回の法案説明において強調されている「国際組織犯罪防止条約」(TOC条約)についても、2004年の国連「立法ガイド」は共謀罪立法が義務でないことを明記しており、事実ほとんどの国は共謀罪立法なしに条約を締結しています。共謀罪の創設なしには国連条約を締結できないとする政府の説明にまったく根拠はありません。

政府はまた、過去の法案では700近くにのぼった共謀罪の適用犯罪を、今回の法案では「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」が関与する「重大な犯罪」277に絞ったことを強調しています。しかし、衆議院事務局の調査では316であるとされ、異なる犯罪を無理やりひとつにまとめるなどの印象操作が行われたことも明らかになっています。著作権侵害、意匠法違反、森林法違反、廃棄物処理法違反、文化財保護法違反、といったおおよそテロ行為とは関係が薄い犯罪も対象とされており、戦前の治安維持法が「国体(天皇制)の変革」「私有財産制の否認」という目的の限定があったことと比較しても、その適用対象はきわめて広範です。一方で、警察などの職権濫用罪や暴行凌虐罪、公職選挙法違反、政治資金規制法、商業賄賂罪等、公権力の私物化や汚職にかかわる犯罪を除外していることは、国連のマフィア対策条約との関係からも説明がつかいません。

3 法案は、共謀罪の適用対象となる「組織的犯罪者集団」を「テロリズム集団その他」と定めるのみであり、「その他」にどのような集団が含まれるかは無限定です。処罰対象となる団体が「組織的犯罪集団」であるか否かは、犯罪の準備行為の「合意」があった時点で判断されるとされ、この「合意」には「黙示の共謀」「順次共謀」「未必の故意による共謀」等もすべて含まれます。また、集団の全員が「合意」していることも要件ではなく、複数名の共謀が成立すれば、その集団全体が「組織的犯罪集団」に該当すると判断されます。ストライキやデモといった憲法で保障された労働組合の正当な活動をも標的にされる可能性があり、その萎縮効果は絶大です。自首した者への刑の軽減免除を定め、密告を奨励する内容になっていることから、内心の自由が脅かされる相互監視社会を招来する危険性があります。

4 「行為」ではなく「内心」の段階から犯罪を処罰するという共謀罪の創設は、現実的結果を発生させた既遂の処罰を原則とし、未遂・予備の処罰を例外としてきた日本の刑事司法の根本を破壊するものあり、憲法19条(思想・良心の自由)、21条(集会・結社・表現の自由)、31条(法定手続の保障)等とも抵触する、きわめて違憲性が強い法案です。こうした多くの問題に鑑み、私たちは共謀罪法案に反対し、国会での徹底審議を通してこれを廃案とするよう強く求めます。

以上